

言 渡	平成 24 年 1 月 16 日
交 付	平成 24 年 1 月 16 日
裁判所書記官	

平成 22 年 (ワ) 第 1940 号—1 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成 23 年 10 月 3 日

判 決

原 告

訴訟代理人弁護士

同

同

同

荒 井 哲 朗

白 井 晶 子

太 田 賢 志

佐 藤 顕 子

東京都中野区弥生町二丁目 25 番 13 号

被 告

株 式 会 社 田 村

代表者代表取締役

被 告

A

上記 2 名訴訟代理人弁護士

濱 崎 憲 史

同

濱 崎 千 恵 子

被 告

B

被 告

C

上記 2 名訴訟代理人弁護士

萱 野 一 樹

同

平 河 直

被 告

D

訴訟代理人弁護士

志 澤 徹

同

久 木 聡 子

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、176万円及びこれに対する被告株式会社田村、被告^A及び被告^Dは平成22年3月27日から、被告^Bは平成22年3月26日から、被告^Cは平成22年4月14日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 請求の原因（原告の主張）

（1）当事者

① 原告

原告は[]に[]で生まれ、専門学校を卒業後、[]の肥料会社である[]に入社したが、3日後には[]となった。終戦後、東京本社に転勤になりその間に当時の妻と出会い結婚し、25年ほど従事した後、退職した。その後[]の先輩の会社であったアルミ問屋である[]に入社し14年ほど事務職に従事した後、[]他2社で週に1、2回嘱託で63歳ころまで従業した。平成17年に妻が他界後、独り年金暮らしをしていたが、少しずつ認知症状が進み始め、平成21年11月27日に原告代理人の勧めに従って診察を受けたところ、認知証と診断された（甲1、診断書）。原告は、本件取引当時、2か月あたり約40万円程度の年金を受給して生活していた。本件取引開始当時、原告には妻の死亡による保険金や預貯金、投資信託と株式5000万円相当を有してい

た。本件取引の前には、原告には株式購入経験はあったが、その他の金融商品取引の経験はなく、未公開株の取引経験は全くなかった。

② 被告ら

被告株式会社田村（以下「被告会社」という。）は、非上場会社である自社の未公開株を発行し、株式会社田村コーポレーション（本店所在地東京都渋谷区西原一丁目33番6号、以下「田村コーポレーション」という。）にこれを販売させた会社である。販売当時、被告^Aは、被告会社の代表取締役、被告^B及び被告^Cは、同社の取締役であった。

田村コーポレーションは、いわゆる未公開株商法を行う株式会社であり、証券会社の登録を受けていないにもかかわらず、原告に非上場会社である被告会社の株式を購入させた会社である。販売当時、被告^Dは、田村コーポレーションの代表取締役であった。

（2）田村コーポレーションによる未公開株詐欺商法の不法行為

平成18年6月ころから、田村コーポレーションの従業員から原告に対し、「中国で野菜を栽培して、大型船を運搬して大きくやっていく、伸びていく会社の株があります。」などとして、被告会社の株式の購入を勧誘する電話があった。原告は、その旨の勧誘及び同株式の客観的価値が少なくとも購入価格程度はあるものと誤信して、平成18年6月8日に2株購入することとして160万円を田村コーポレーションの口座に振り込んで送金した（甲3、株券、甲4、郵便貯金通帳（抄））。

本件商法は、いわゆる未公開株詐欺商法であり、その被害者は、 生まれの高齢者である。不法行為上の違法性は、社会的相当性からの逸脱をいうところ、株価の算定の根拠すら示さないで上場を言い募って高齢者から株式の購入代金名下に金銭を奪うがごとき行為は、社会的相当性を著しく逸脱する違法行為である。

（3）被告らの責任

被告会社におけるその従業員らの上記勧誘・販売行為は、未公開株詐欺商法の実行行為である。本件被害の経過・態様等に照らし、従業員の勧誘・販売行為は被告

会社の通常業務とは異質の偶発的なものではなく、むしろ、被告会社における組織的詐欺商法の一発現であることが明らかであるから、被告会社は、従業員の使用者としての責任を負うにとどまらず、法人として固有の不法行為責任を負う（民法709条、715条1項）。

また、このような違法な未公開株商法を行い、株式販売に籍口して業として金銭を騙取するために被告会社を組織・運営していた被告^A、被告^B及び被告^C並びに、同様に田村コーポレーションを組織・運営していた被告^Dも、それぞれ連帯して共同不法行為責任（民法719条1項、709条）を負う。

さらに、被告会社の代表取締役である被告^A及び田村コーポレーションの代表取締役である被告^Dは、各会社の代表取締役として各会社の営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、違法な商法を行った者であり、被告会社の取締役である被告^B及び被告^Cは、代表取締役である被告^Aの業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠り、違法な未公開株詐欺商法を行うがままにした者であるから、旧商法266条の3又は会社法429条1項に基づく責任を負う。

また、未公開株を発行した被告会社は、未公開株等を販売していた田村コーポレーションと共謀して、同社をして一般投資家に未公開株を販売させたのであるから、共同不法行為責任を負う。そうでないとしても、証券業登録のない田村コーポレーションにグリーンシート銘柄でない株式の販売をさせたのであるから、未公開株商法を故意又は過失によって幫助したものとして共同不法行為責任を負うというべきであり（民法719条、709条）、その取締役である被告^A、被告^B及び被告^Cは、田村コーポレーション及びその取締役らと共謀して未公開株商法を行ったものとして、共同不法行為責任を負う（民法709条、715条、719条）。そうでないとしても、被告会社の不法行為を監視監督して是正する義務を怠ったことは明らかであって、取締役の責任（旧商法266条の3もしくは会社法429条1項）を負う。

(4) 損害 (176万円)

① 交付金額相当損害金合計 160万円

② 弁護士報酬相当損害金合計 16万円

(5) 請求

よって、原告は、被告らに対し、連帯して上記損害金176万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 被告らの主張

(1) 被告会社及び被告^Aの主張

請求原因(1)(当事者)のうち①(原告)の事実は知らない。同(1)②(被告ら)のうち、被告会社は、非上場会社である自社の未公開株を発行し、田村コーポレーションにこれを販売させた会社であること、販売当時、被告^Aは、被告会社の代表取締役であった者であることは、いずれも認める。

請求原因(2)(田村コーポレーションによる未公開株詐欺商法の不法行為)の事実は認めるが、それは被告会社及び被告^Aの与り知らぬことである。

請求原因(3)(被告らの責任)、同(4)(損害)は争う。被告会社が、田村コーポレーションに対し、1株25万円で株式を売却したことはあるが、違法な販売活動をしていることは予想できなかった。

(2) 被告^B及び被告^Cの主張

請求原因(1)(当事者)のうち①(原告)の事実は知らない。同(1)②(被告ら)のうち、被告^B及び被告^Cが、それぞれ被告会社の取締役として登記されたことは認める。

請求原因2(田村コーポレーションによる未公開株詐欺商法の不法行為)の事実は知らない。

請求原因(3)(被告らの責任)、同(4)(損害)は争う。田村コーポレーションに被告会社の株式の販売を委託したのは、被告会社ではなく、被告^A個人で

ある。会社法429条1項、430条に基づき、会社の役員等が懈怠したことによって損害賠償責任が問われる善管注意義務・忠実義務とは、取締役の職務を執行する上で、代表取締役や他の取締役の業務執行行為を監視監督する義務であり、代表取締役が個人として行った行為を監視監督することまで含むものではない。したがって被告^B及び被告^Cには、被告会社の取締役としての代表取締役に対する監視監督義務を怠った事実はない。仮に田村コーポレーションに被告会社の株式の販売を委託したのが被告^A個人ではなく被告会社であったとしても、被告^B及び被告^Cは、被告会社の全くの名目取締役であって、被告会社の業務には一切関与しておらず、本件のような未公開株の委託販売が行われていたことを全く知り得なかったのであるから、被告会社にそのような委託販売を行わせないあるいは中止させるという被告会社の取締役としての監視監督義務を果たすことに期待可能性がなく、監視監督義務を果たせなかったことに重過失もない。すなわち、被告^B及び被告^Cは、被告^Aから請われて被告会社の取締役として名前を貸すことを承諾したが、被告会社の事業内容や営業活動の実情は知らされていなかったのであり、被告会社の取締役の任務を遂行することは全く期待されておらず、報酬も一切受けず、会社にも出社せず、取締役会の招集を受けたことも一度もなかった。もちろん、被告会社が株主総会や取締役会を開催し、新株を発行したことについても、一切関与していない。また被告^B及び被告^Cは、このように被告会社の名目上の取締役でしかなかったことから、被告会社の事業内容や営業活動について報告を受けたこともなく、取締役会を招集するなどして被告会社の代表取締役である被告^Aの業務執行を監督することもできなかった。つまり、被告^B及び被告^Cは、被告会社の業務について一切関与しておらず、取締役としての監視監督義務を果たす期待可能性が全くないのである。

(3) 被告^Dの主張

請求原因(1)(当事者)のうち①(原告)の事実は知らない。同(1)②(被告ら)のうち、被告^Dが田村コーポレーションの共同代表取締役であった事実は認

める。

請求原因2（田村コーポレーションによる未公開株詐欺商法の不法行為）の事実は知らない。原告に被告会社の株式を購入させ送金を受けたのが田村コーポレーションであることの証明はなく、そもそも原告の損害と田村コーポレーションの業務との間に因果関係が存在するのか明らかでない。証拠（甲3の1・2，甲4）から明らかになるのは、平成18年6月当時「株式会社田村コーポレーション」の名称を使用していた何者かが原告から160万円の送金を受け、株式会社田村コーポレーションと記載のある株券を原告に交付した事実のみである。しかし、平成18年6月当時、首都圏に限定しても、少なくとも3社の「株式会社田村コーポレーション」が存在していた（丁3～5）。したがって、被告^Dが、田村コーポレーションの共同代表取締役であったとしても、他の株式会社田村コーポレーションから原告が被告会社の株式を購入した可能性があるので、被告^Dはその責任を負わない。

請求原因（3）（被告らの責任）、同（4）（損害）は争う。被告^Dは、原告を騙す意思がなかったから、共同不法行為の責任を負わない。被告^Dは、本件当時田村コーポレーションの登記簿上は代表取締役とされていたが、実質は代表権をもって業務を行っていない。被告^Dは、田村コーポレーションから一銭も報酬をもらっていない。被告^Dは、実際に原告に対して営業行為を行ってもいないし経営に関与していたことは毫もない。被告^Dは、被告会社の株式の価格は被告会社自身がその適正価格を算定して譲渡し、また被告会社は証券市場への公開が目前であったとの認識であった。被告会社の代表者被告^Aは、被告会社が上場することを説明し、被告会社の未公開株式を積極的に売却していた。少なくとも被告^Dは、詐欺の片棒を担ぐような行為をしているという認識は一つもなかった。

第3 裁判所の判断

1 被告会社及び被告^Aに対する請求について

請求原因（1）（当事者）の事実のうち、被告会社が、非上場会社である自社の未公開株を発行し、田村コーポレーションにこれを販売させたこと、及び、その販売

当時、被告^Aが被告会社の代表取締役であった者であること、並びに、請求原因（２）（田村コーポレーションによる未公開株詐欺商法の不法行為）の事実、いずれも原告と被告会社及び被告^Aとの間で争いがない。

被告会社及び被告^Aは、被告会社が、田村コーポレーションに対し、１株２５万円で株式を売却したことはあるが、違法な販売活動をしていることは予想できなかったと主張する。

しかし、被告^Aに対する^Aの判決書（甲３９）によれば、被告^Aは、被告会社の代表取締役として同会社の業務全般を統括管理していたものであるが、同会社の未公開株式の販売代金名下に金銭を詐取しようと企て、ワールドインベストメント株式会社の代表取締役^Eらと共謀の上、^Eらをして、未公開株式の発行会社である被告会社においては上場に適する財務内容を備えておらず、かつ、株式を上場させるために必要な主幹事証券会社及び監査法人の選任等の上場準備を全くしていないため、その株式を平成１９年中に証券取引所に上場するあてもないのに、あたかも平成１９年中に証券取引所に被告会社の株式を上場する予定であり、上場によりその株式が値上がりする旨装い、平成１８年１月１８日ころから平成１８年２月１４日ころまでの間に、虚偽の内容が記載された被告会社に係る株式購入案内資料等を送付した上、電話で虚偽の事実を告げるなどして、１６名の被害者から被告会社の未公開株式合計５２株の購入代金合計４１６０万円を詐取した事実が認められる。

そして、証拠及び弁論の全趣旨によれば、①被告^Aは、前記詐欺事件において被告会社の未公開株式を販売していたワールドインベストメント株式会社が平成１８年２月１４日に^E警察の家宅捜索を受け、平成１８年２月２１日までに同社の代表取締役である^Eが逮捕された後、平成１８年２月２３日から平成１８年４月２０日までの間に、同社の営業本部長として被告会社の未公開株式販売の営業責任者の立場にあった^Fの依頼を受け、被告会社の代表取締役として

被告会社の名義で^Fに対し、株式会社田村コーポレーションの名義でも被告会社の未公開株式を販売することを委託し、被告会社の株式を1株25万円で発行し株券を交付したこと（甲3の1・2，甲29～甲34，甲42，甲43，乙18，乙21～乙25，枝番を含む。），②^Fは、平成18年4月27日、被告会社の未公開株式を販売するために田村コーポレーションを設立し、被告会社から発行を受けて株券の交付を受けた未公開株式について、原告に対し、請求原因（2）のとおり、田村コーポレーションの名義で株式2株を代金160万円で売却し、平成18年6月5日、原告から代金の支払を受けて、代金相当額160万円を詐取したこと（甲3の1・2，甲4，甲34，甲36），以上の事実が認められる。

前記詐欺事件の判決及び上記認定事実によれば、被告^Aは、ワールドインベストメント株式会社を通じて被告会社の未公開株式を販売して購入者から金銭を詐取していたところ、その詐欺行為の中心的役割を果たしていたワールドインベストメント株式会社の営業責任者である^Fに対し、被告会社の代表取締役として被告会社のために、株式会社田村コーポレーションの名義でも被告会社の未公開株式を販売することを委託し、被告会社の未公開株式の株券を発行し交付したところ、^Fが、同名の会社である田村コーポレーションを設立し、その会社の名義と被告会社が発行し交付した株券を用いて、原告から被告会社の株式2株の購入代金名下に160万円を詐取した事実が認められる。

上記事実によれば、被告^Aとしては、^Fに対して株式会社田村コーポレーションの名義での被告会社の未公開株式販売を委託して株式を発行し株券を交付すれば、^Fがワールドインベストメント株式会社で行っていたのと同様に、上場によりその株式が値上がりする旨装い、嘘を言って被告会社の未公開株式を買わせて購入者から金銭を詐取することを十分に予想できたにもかかわらず、あえて被告会社の代表取締役として、未公開株式の販売を委託し、株式を発行して株券を交付したのであるから、仮に^Fが田村コーポレーションを設立して実際に株式を販売したことを被告^Aが具体的に知らなかったとしても、^F

によって原告のような被告会社の未公開株式の購入者に対する詐欺が行われることを防ぐべき被告会社の代表取締役としての善良な管理者としての注意義務に違反した業務上の過失があるというべきである。

したがって、被告^Aは、少なくとも過失により原告に対し、上記株式購入代金相当額160万円と弁護士費用16万円の合計176万円の損害を加えたことになるから、民法709条に基づき、原告の上記損害を賠償すべき責任がある。

そして、被告^Aは、被告会社の代表取締役としてその職務を行うについて、原告に対し上記損害を加えたものであるから、被告会社は、平成18年5月1日の会社法施行前の行為については平成18年法律第50号による削除前の民法44条1項により、会社法施行後の行為については会社法350条により、原告の上記損害を賠償すべき責任がある。

2 被告^B及び被告^Cに対する請求について

請求原因(2)(田村コーポレーションによる未公開株詐欺商法の不法行為)の事実は、上記1の認定事実及び弁論の全趣旨により認められ、そのほかに証拠(甲38, 甲39, 甲41, 甲42, 甲44, 甲45, 丙3の1・2, 丙4の1・2, 丙5, 丙6)及び弁論の全趣旨により以下の事実が認められる。

被告^Bは、ミャンマーの水産物やインドの鶏肉の輸入販売業を営んでいた者であるが、平成15年初めころまでに被告^Aから被告会社の取締役に就任することを依頼されて承諾し、平成16年3月31日、被告会社の取締役に選任され、平成16年4月6日に就任登記がされ、平成19年6月5日に被告会社に対し辞任届を提出した。

被告^Cは、パソコン等の販売やKDDIの代理店として法人回線を販売することを主な業務とする日本キャリアサポート株式会社の100%株主及び代表取締役であるが、平成17年11月ころ被告^Aから被告会社の取締役に就任することを依頼されて承諾し、平成18年1月17日に被告会社の取締役に選任され、平成18年1月27日に就任登記がされ、平成21年3月2日に被告会社に対し辞任

届を提出した。

被告会社は、中国からの野菜等の輸入販売等を主な業務とする株式会社であり、株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない旨登記された株式未公開の会社であるが、被告会社の発行済株式の総数及び資本金は、平成15年10月から平成17年7月までの2年足らずの間に、資本金が15倍以上に増資され、発行済株式の総数は155倍以上に増えており、その旨の登記もされていた。

すなわち、平成15年10月までは発行済株式の総数900株（資本金4500万円）であったものが、平成15年10月10日に発行済株式の総数3600株（資本金1億8000万円）に4倍増資され、平成16年2月29日に発行済株式の総数9200株（資本金4億6000万円）に約2.5倍増資され、平成17年7月29日までに発行済株式の総数14万株（資本金7億円）に増資され、平成18年1月17日に発行済株式の総数17万株（資本金8億5000万円）に増資され、平成18年4月8日に資本金4億5000万円に減資され、いずれも変更後間もなくその旨の登記がされていた。

その間、被告会社の代表取締役である被告^Aは、前記1認定のとおり、被告会社の代表取締役の業務として、平成18年1月から平成18年2月までの間、ワールドインベストメント株式会社を通じて被告会社の未公開株式を販売する詐欺行為を行っていた上、平成18年2月に詐欺行為が発覚した後、平成18年4月以降は、ワールドインベストメント株式会社の営業責任者^Fに対し、株式会社田村コーポレーションの名義でも被告会社の未公開株式を販売することを委託して、被告会社の株式を発行して株券を交付し、^Fは、平成18年4月27日に設立した田村コーポレーションにより、平成18年5月以降、被告会社の未公開株式の販売による詐欺商法を行っていた。

上記認定事実によれば、被告会社の代表取締役である被告^Aが^Fに株式会社田村コーポレーションの名義での被告会社の未公開株式販売を委託し、^Fが新たに設立した田村コーポレーションによる被告会社の未公開株販売の詐

欺商法を始めた平成18年5月までには、被告^B及び被告^Cは、既にいずれも取締役役に就任しており、被告会社が未公開会社でありながら短期間に新株発行を連続し、大幅な増資をしていることを登記を見ただけで容易に認識できたはずである。仮に、被告^B及び被告^Cが、その主張するとおり、被告会社の全くの名目取締役であって、被告会社の業務には一切関与していなかったとしても、会社の取締役役に就任することを承諾した以上、少なくとも会社の登記内容を調査すべきことは当然であって、平成18年5月までに登記を調べさえすれば、自らが取締役に就任した旨の登記がされている会社が、未公開会社でありながら大規模な新株発行を繰り返していることを知り得たのである。企業経営者である被告^B及び被告^Cであれば、その事実を知れば、何のために会社の株式及び資本の急拡大をしているのか、どうして急拡大が可能であるのか、またそのような急拡大が可能な会社であるのになぜ名目取締役の就任を被告^B及び被告^Cに依頼するほど人材がないのか、など会社経営上の重大な疑いを生ずることは当然であって、取締役就任を依頼した被告^Aに対し、その点について確認を求めたであろうと考えられる。一方で、被告^Aは、上記の新株発行等を詐欺行為の手段としていたのであるから、仮に名目取締役であっても企業経営者である被告^B又は被告^Cから上記の点について確認を求められれば、説明に窮し、詐欺行為ないしこれに繋がるような新株発行あるいはそのための未公開株式の販売委託を中止せざるを得ない状況に追い込まれたことは必至であったと認められる。

被告^B及び被告^Cは、取締役に就任しながら、会社登記すらも確認しないという重大な過失により代表取締役の業務執行を監視する義務を怠り、その結果として、被告会社の代表取締役である被告^Aが、被告会社の未公開株式の販売を^Fに委託し、^Fが田村コーポレーションの名義で被告会社の株式売却代金として160万円を原告から詐取する被害を与えたものというべきである。

したがって、被告^B及び被告^Cは、被告会社の取締役としての善良な管理者としての注意義務を重大な過失により怠って代表取締役である被告^Aの業務

執行を監視しなかったため、原告に対し株式代金160万円を詐取される損害を生じさせたのであるから、会社法施行前の行為については平成17年法律第87号による削除前の商法266条の3により、会社法施行後の行為については会社法429条1項、430条により、連帯して、これによる原告の損害176万円（詐取された株式代金相当額160万円と弁護士費用16万円）を賠償すべき義務がある。

3 被告^Dに対する請求について

被告^Dが田村コーポレーションの共同代表取締役であった事実は、当事者間に争いがなく、上記1、2の認定事実並びに証拠（甲34、丁1、丁3、丁6、丁7の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、原告に対して被告会社の未公開株式2株を販売した株式会社田村コーポレーションは、東京都中央区新川一丁目2番12号に支店登記をしていた株式会社田村コーポレーション（本店所在地東京都渋谷区西原一丁目33番6号）、すなわち被告^Dが共同代表取締役に就任した田村コーポレーションであった事実が認められる。

被告^Dは、平成18年6月当時、首都圏に限定しても、少なくとも3社の「株式会社田村コーポレーション」が存在し、他の株式会社田村コーポレーションから原告が被告会社の株式を購入した可能性があると主張する。しかし、被告^Dが共同代表取締役を務めた田村コーポレーション以外の2社は、以下の理由により、いずれも原告に対する詐欺行為を行ったとは認められない。ちなみに田村コーポレーションは、本件訴訟の共同被告として被告らとの連帯責任を追及されたが、原告に対し被告会社の株式を販売した会社が田村コーポレーションであることを明らかに争わず、平成23年9月12日に言い渡した全部認容判決が既に確定している。第1に、東京都新宿区新宿二丁目2番1号を本店とする株式会社田村コーポレーション（代表取締役^D、丁4）は、原告が株式を購入した平成18年6月8日の翌日である平成18年6月9日に帝国マネジメント株式会社から上記商号への平成18年6月1日変更を原因とする商号変更登記をしたばかりの会社であって、商号変更登記が完了する前に上記商号を利用して原告に対する詐欺行為を行った事実

は認め難く、ほかにその事実を窺わせる具体的証拠もない。第2に、千葉県流山市富士見台一丁目10番地の41を本店とする株式会社田村コーポレーション（代表取締役^D■■■■，丁5）は、原告が株式を購入した約2か月後の平成18年8月3日にトリオ株式会社から上記商号への平成18年8月1日変更を原因とする商号変更登記をした会社であって、商号変更前に上記商号を利用して原告に対する詐欺行為を行ったとは認められない。

そして、前掲各証拠によれば、被告^D■■■■は、前記1認定のとおり被告^A■■■■と共謀して被告会社の未公開株式による詐欺商法を行っていたワールドインベストメント株式会社の従業員であったところ、詐欺事件の発覚により平成18年2月に同社に家宅捜索がされたことを知りながら、同社に代わって被告会社の未公開株式の販売を行う会社として設立する田村コーポレーションの共同代表取締役として、ワールドインベストメント株式会社の代表取締役であった^E■■■■の依頼により就任したこと、田村コーポレーション名義による被告会社の未公開株式の販売業務は、ワールドインベストメント株式会社の営業責任者であった^F■■■■（田村コーポレーションの取締役にも就任した。）を中心として運営されていたことが認められる。

そうすると仮に、被告^D■■■■が、田村コーポレーションによる被告会社の未公開株による詐欺商法の勧誘行為等を直接行っていなかったとしても、被告^D■■■■は、ワールドインベストメント株式会社が被告会社の未公開株式の販売による詐欺容疑を受けたため、新たに同様の業務を行う会社として設立されることを知りながら田村コーポレーションの代表取締役に就任したのであるから、取締役^F■■■■を中心とする田村コーポレーションの他の取締役ないし従業員によって、被告会社の未公開株式の販売名目で詐欺行為（未公開株詐欺商法）がされることは容易に予想できたはずであり、代表取締役としてそれを防止すべく監視し、また監視の結果に基づいて代表取締役として法により与えられた権限を行使して違法行為を防止することは容易であったはずである。それにもかかわらず被告^D■■■■は、代表取締役に就任しながら、他の取締役である^F■■■■や従業員らの業務の監視を全くしなかったため、未公開

株詐欺商法の違法行為を防止することができず、その結果として原告が被告会社の未公開株式を購入して代金相当額160万円の損害を被ったのである。

被告^Dには、原告が田村コーポレーションの詐欺商法によって上記損害を被ったことについて、同社の代表取締役としての善良な管理者としての注意義務を怠った業務上の過失がある。

したがって、被告^Dは、民法709条に基づき、原告の損害176万円（購入代金相当額160万円、弁護士費用16万円）を賠償すべき義務がある。

4 結論

以上によれば、被告らは、連帯して、原告に対し、上記損害176万円を賠償するとともに、これに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務がある。

東京地方裁判所民事第33部

裁判長裁判官 小 林 久 起

裁判官 寺 垣 孝 彦

裁判官 見 原 涼 介

これは正本である。

平成24年1月16日

東京地方裁判所民事第33部

裁判所書記官

橋本 繭子

